

那覇市ハラスメントの防止等に関する基本方針について

本市は、本市で勤務するすべての職員が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働くことができるコミュニケーション豊かな職場環境を整え、維持していくことが重要だと考えています。

ハラスメントは、職員の個人としての人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。職員がその能力を十分に発揮することを妨げ、職場だけでなく組織全体の士気や能率の低下につながります。

本市は、ハラスメントのない健全な職場環境を整えることは、事業主たる任命権者の責任であることを自覚し、次の基本方針を定めます。

那覇市ハラスメントの防止等に関する基本方針

- 1 本市は、職員が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働くことができるコミュニケーション豊かな職場環境を整えます。
- 2 本市は、次の行為を容認しません。いかなる者による、いかなる形態のものであっても、これを黙認する、見過ごすことはありません。
 - (1) セクシュアル・ハラスメントに関する行為
 - (2) パワー・ハラスメントに関する行為
 - (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する行為
- 3 この方針は、本市で勤務するすべての職員のほか、本市の事業に関わるすべての関係者を対象とします。
- 4 ハラスメントの防止に向け、ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項についての指針を定めます。
- 5 ハラスメントに関する苦情相談に対応するため相談員を置き、苦情処理委員会を設置するとともに、ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針を定めます。
- 6 相談者をはじめ、事実関係の確認に協力した職員等についても、不利益な取扱いはい行いません。また、関係者のプライバシーを厳守します。
- 7 ハラスメントの行為者に対しては、関係例規に基づき、懲戒処分を含めて厳正に対応します。
- 8 職員の服務並びに所属長及び職員の責務などに関する例規を整備するほか、この方針とともに周知、啓発を行います。